

とちお

編集と発行 新潟県栃尾市役所
電話 (02585) 2-2151

とちお第一六六号昭和四十五年十月十日発行
毎月一日一回発行(定価 一部 四円)
昭和三十三年二月二十日第三種郵便物認可

従業員確保は 退職金共済に加入して

中小企業に働く従業員が、安心して職場に定着できるように、中小企業退職金共済制度があります。これは「中小企業退職金共済法」で定められた制度で、国の補助金と共済方式による事業主の掛金でまかなわれるものから、退職金の支払も安全確保です。また、ことしの十二月から、国の補助額が増額されますので、退職金の額も有利になります。掛金は、従業員一人当り月、〇円から一、〇〇〇円まであり、どれを選ぶこともできます。加入している企業は、退職金の

ほか福利厚生に必要な資金の融資も受けられます。県では、十月を加入促進月間として、加入運動をすすめています。まだ加入していないかたは、よい従業員を確保し、企業繁栄のために、ぜひ加入しておきましょう。詳しいことは、県労政課、長岡労政事務所、市内融金機関、商工会、市役所産業課へ。

「種痘」予防接種

一年間延期

ことしの予防接種計画については、広報五月号でお知らせしましたが、十月に予定していた第一期(初回)種痘の時期が来年になりました。いままでの初回種痘時期は、生後二か月から十二か月の間でした。

明るく正しい選挙推進全国協議会では、来年四月行なわれる予定の、統一地方選挙の選挙標語を募集しています。正しい選挙で、地方自治の発展をはかるため、一般有権者にアピールする標語をおよそください。応募方法 官製はがき一枚に、句を記載し、住所、氏名、年齢、職業を明記のこと。

統一地方選挙 標語を募集

締切日 十月三十一日(消印有効)
送り先 郵便番号一〇二 東京都千代田区平河町二の六 豊町会館 内 財団法人 明るく正しい選挙推進全国協議会
賞金 等一名三万円、二等一名二万円、三等一名一万円、佳作若干名に記念品。
発表 十二月中旬、新聞、放送等を通じて発表。本人に通知する。

中学卒業程度 学力認定試験

病弱、虚弱、発育不全などにより、義務教育を免除や猶予された者について、中学卒業程度学力認定試験が行われます。該当者で希望されるかたは、十月二十五日までに市教育委員会へご連絡ください。

市役所人事

退職 保科瑞穂(市民課・市民係長) 八月十七日死亡による
高嶋弘一(収入役室・収入役代理) 九月十四日死亡による
昇任 十月一日づけ
収入役代理 高林恒三(収入役室主任)

林道工事急ピッチ 真木・半蔵金線

市内半蔵金部落と長岡市栖吉地区を結ぶ林道「真木・半蔵金線」の道路建設工事が、12月完成をめざして急ピッチで進められています。

これは、長岡市と栃尾市が共同で進めたもので、長岡側6.5kmは長岡市が41年から着工し、すでに昨年完成しています。栃尾市側は5.5kmで、43年から栃尾市が着工、昨年までに2.4kmが完成、本年度は一気に3.1kmを施工するものです。

これが完成すると、全長11km、有効幅員4mのりっぱな道路が開通することになります。栃尾市側からは、浅草岳、八海、銀山、駒など魚沼連峰の山並みが、望まれ、ドライブやハイキングに好適です。また、八方台とはわずか2.5kmの距離にあり、将来広域観光ルートとしてもおおいに期待されます。

栃尾市側の総事業費は7,500万円、うち国県補助5,600万円が見込まれています。〔写真は、急ピッチで進められている半蔵金林道〕



おもな内容	
▷市議会結果.....2	▷とちおと人物(物語).....7
▷市長選挙は「記号式」.....3	▷くらしのメモ.....8
▷農地法はこう改正された.....4・5	▷栃尾市の文化財.....8
▷うなぎのぼりの交通事故.....6	▷公民館のページ.....9
▷交通共済に加入を.....6	▷お知らせ.....10

45,10

No. 166

(8月末日現在)	
世帯数	7,722
男	17,024
女	18,514
計	35,538

今月の市税

▷市県民税
▷軽自動車税(随時徴収)
▷国民健康保険税
納期 10月31日

行政相談日

今月は、十五日に合同行政相談を行なうため、定例行政相談は行いません。

住みよい社会づくりに
郵便貯金もひと役

みなさまの郵便貯金は、大蔵省の資金運用部を通じて、各地方公共団体に還元されており、当市においても各種の公共事業に活用されています。栃尾郵便局では10月を住みよい社会づくり郵便貯金増強運動として、定期貯金新規募集増強運動を実施しています。ご協力をおねがいます。(栃尾郵便局)

9月定例
市議会から

さる九月二十四日に招集された九月定例市議会は、市長提案の一一議案を原案可決したほか、議員発議案二件、請願、陳情一三件を審議し、九月三十日、七日間の会期を閉じました。

一般会計予算を補正

生産調整補助二六六万円

予算額一億三、〇〇〇万円

- 一般会計予算六、八二〇万円が補正され、予算総額は一一億三、一七〇万円になりました。
- 補正予算のうち歳出のおもものは、つぎのとおりです。
- 衛生費 四五三万円
- ▽冬期無医地区(入東谷)看護婦設置費補助金 一〇万円
- ▽診療所(中野俣)施設整備費補助金 二五万円
- ▽し尿処理機械修繕料六六万円
- ▽し尿処理施設増設に伴う用水井さく井工事費 二五五万円
- 農林水産費 八八三万円
- ▽稚蚕共同飼育所設置補助金追加

議員の定数を減らす条例は否決

地域の特殊性から

市議会の議員定員を、現在の三十人から二十六人に減らし、つぎの選挙から実施しようという条例案が、さる九月三十日の本会議に議員発議案として提出されましたが、反対多数で否決されました。

であるという議会の決意が注目されています。こうした中で、同条例案は議員発議案として提案されたわけですが、無記名投票による採決の結果賛成九票、反対十九票で否決されました。



佐藤 博 氏

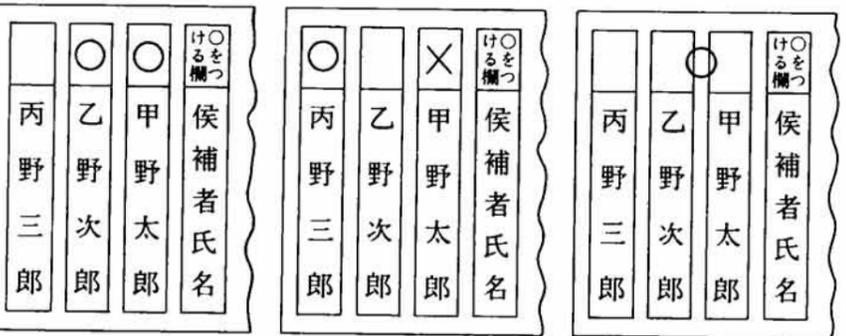
教育委員 佐藤氏再任

市教育委員、佐藤博氏は、本年九月三十日で任期(四年)が満了になるので、山井市長は同氏を再び市教育委員に任命したい旨、九月三十日の本会議にはかった結果同意を得て任命しました。

市長選挙

〇印をつける 記号式投票で実施

栃尾市記号式投票に関する条例が原案可決され、十一月二十九日に予定されている市長選挙は、投票用紙に〇印をつける方法、いわゆる「記号式投票」で行なうことになりました。



市長選挙が行なわれる十一月二十九日前後は、出かせぎの時期にあたりますが、出かせぎに行かれる方は、ぜひ不在者投票を行ない棄権しないようにしましょう。

出かせぎ者 不在者投票はこうに

- 1 出かける前に、市の選管からつぎの用紙をもらってください。
- 2 出かせぎ先から②の用紙に不在事由を証明してもらい、住所、氏名等を記載し押印のうえ、①の用紙と一緒に栃尾市の選管へ郵送してください。
- 3 市選管では、投票用紙封筒および選挙管理委員長の見印を本人あて郵送します。
- 4 投票用紙などのはいつた郵便が届いたら、封を切らずに出かせぎ地の選管に差し出し、係員の指示によって投票してください。
- 5 投票を入れた封筒は、係員が当市選管に郵送してくれます。

請願と陳情

採択されたもの

- ▼都市計画法の用途地域指定変更に関する請願(天下島(継続審査分))
- ▼市道舗装促進に関する陳情(上谷内(継続審査分))
- ▼橋梁掛け替えに関する請願(旭町、天下島)
- ▼道路舗装追加に関する

請願(東町)

- ▼乳児、幼児保育所新増設に関する陳情(商工会(継続審査分))
- ▼在日朝鮮人の帰国事業再開に関する陳情(新潟県在日朝鮮人帰国協力会(継続審査分))
- ▼西谷小学校校舎改築に関する請願(継続審査分)
- ▼市道改良に関する請願(金沢)
- ▼道路舗装に

関係する請願(山田町)

- ▼農道改良に関する請願(沖布(継続審査分))
- ▼織布業構造改善事業対象設備に対する固定資産税還元補助に関する請願(織物組合)
- ▼道院ヒュッテ台所改築に関する請願(栃尾)
- ▼新潟県中小企業会館(建設資金の補助金下付)に関する陳情(新潟県中小企業団体中央会)

こう改正された すくなくなった農地

さる五月八日の第六十三特別国会で、農地法が改正され、十月から施行されました。現在の農地法は、昭和二十七年に制定されたもので、そのねらいは、自作農家を保護育成することによって、地主制度の復活を防止することを大きな目的としていました。

一方、こうした中で、農業で生き抜こうとする農家が、経営規模を拡大したくとも、これまでの農地法では耕作面積が制限されているために実現できないなど、いろいろの不都合が生じてきました。今回の改正では、こうした不都合をなくし、時代に即した新しい農業経営ができるよう改正されたものです。つきに、おもな改正点についてお知らせします。

専業農家を育成 上制限限ゆるめる

財産保全のためには農地を取得できない

農業経営の状態や通作距離からみて、権利を取得しても、その土地を効率的に利用できないと認められる場合は許可されません。

最近、地価の値上りなどから、本気で農業をやるつもりでなく、財産保全のために土地を買う傾向があるので、これを防ぐためです。

50アール以下の経営面積はダメ

いままでは、農地を買ったり借りたりする場合、その権利を取得する前の経営規模が、三〇アール以上あれば許可されました。

経営面積はいくら大きくてもよい

今回の改正では、権利取得後の面積で計算されることになり、取得後五〇アール以上にならないければ許可されないことになりました。これは、零細農家が生まれるのを防ぐためです。

経営面積はいくら大きくてもよい

いままでは、農地を買ったり借りたりする場合、その権利取得後の面積が、一農家当り三ヘクタール以上になる場合は、自家労働力だけで経営できなければ許可されませんでした。改正後は、経営面積がいくら大きくてもよいことになりました。すなわち、雇用労働力に頼る

小作料統制を緩和 地主、小作協議で決める

いままでは、小作地の一筆ごとに小作料の最高額が決められており、それ以上支払っても受取ってもらえないことになっていました。

この統制小作料の水準が、一般の物価や地価にくらべて安すぎるというのが、貸付け意欲を阻害していた大きな原因です。そこで、一筆ごとの最高額統制をやめ、地主、小作人の相談によって自主的に決めてよいことになりました。ただし、法改正のときにある、いまの小作地については

地主、小作の双方から増減額請求ができる

小作料を原則として自由にした代わりに、事情が変わって小作料の額が不相当になったときは、地主、小作人の両者は、増額または減額を請求できることになりました。相談がまとまらないときは、適当と思われる額を請求または支払うておいて、裁判で確定した後にその過不足を清算すればよいことになりました。

高すぎる小作料は農委で減額を勧告

農業委員会では、その地域内をいくつかに分けて、農業経営の普通の収支状況や耕作者の経営を考慮、標準的な小作料を決めておいて、これにくらべ著しく高いものには減額を勧告できることになりました。

こうした措置に移行することに伴い、賃貸契約の内容の届出制を強化し、違反者には一万円以下の過料を課するという罰則も設けられました。



小作料統制が緩和されました

緩和された 小作地の所有制限

農地法では、一ヘクタール以上の小作地を持つことを制限していましたが、また、不在地主については、小作地の所有をいっさい認められていませんでした。

今回の改正では、不在地主の小作地所有が緩和され、離農する農家が在村当時十年以上所有していた農地は、生計をともしにしていた親子二代に限り、在村地主なみに一ヘクタールまで、小作地所有が認められることになりました。

この場合、農業委員会の確認が必要。なお、一人その小作地の耕作権を解消して、小作地でなくなった場合は、一年以内に再び小作地にした場合だけ、その確認は継続したものとみなされます。

これは、小作人を甲から乙に変えるには、一年以内にしなければ小作地の所有は、認められないということです。

その他の改正点

許可権はほとんど農業委員会に市町村農業委員会の権限が強化され、他の市町村にまたがる権利移動など、特殊なものは知事の許可が必要ですが、居住地内の個人間の権利移動は、所有権の移動を含め、すべて市町村農業委員会の許可でよいことになりました。違反転用には原状回復命令も違反転用に対する罰則が強化されました。

これまでの三年以下の徴役、一〇万円以下の罰金のほかに、今後農林大臣や知事は、許可の取り消し、条件の変更から、一年を限定しての原状回復命令などが出せることになりました。

農地法は 流動しや

農地の賃貸借の解約や解除、つまり小作地を返してもらおうとするときは、いままでの農地法では前もって知事の許可がなければ、その申し入れをすることができませんでした。

また、知事は法律で定めた正当な理由による場合以外は、許可してはならないというように、耕作権はつよく保護されていました。いままでは、一度小作に出したら、返してもらおうと思っても、知事の許可は小作人が合意をしな

い限り得られませんでしたが、そこで、今回の改正ではこの規制をゆるめて、つぎのような場合

分割が高くなっても、本人か世帯員のいずれかが農業管理者であり、農業の常時従事者であれば、経営面積がいくら大きくなってもよいということ。すなわち、雇用労働力に頼る

小作人が承知すれば小作地も売れます

いままでは、小作地は、小作人以外のものに売ることができませんでした。したがって、その所有権を移転することに、許可申請書を出す六か月以内に小作人が書面で同意した場合や、競売、税金の差押えなどのために売られる場合は、

いままでは、小作地は、小作人以外のものに売ることができませんでした。したがって、その所有権を移転することに、許可申請書を出す六か月以内に小作人が書面で同意した場合や、競売、税金の差押えなどのために売られる場合は、

いままでは、小作地は、小作人以外のものに売ることができませんでした。したがって、その所有権を移転することに、許可申請書を出す六か月以内に小作人が書面で同意した場合や、競売、税金の差押えなどのために売られる場合は、

小作契約の解約は 両者合意でできます

きりと確認されるものであることが必要です。契約を結ぶとき、必要なときはいつでも返すことに異議ありません。な約束は対象になりません。

いまの小作地は、ほとんどが何回かの契約更新をへています。農地法では、一定期間内に更新拒絶の通知をしないときは、前と同じ条件で更新されたものとみなすという規定がありますから、この更新は、とくに期間を定めて更新するという契約条項がない限り、期間の定めのない小作契約になるということ。したがって、この定期賃貸借制

いまの小作地は、ほとんどが何回かの契約更新をへています。農地法では、一定期間内に更新拒絶の通知をしないときは、前と同じ条件で更新されたものとみなすという規定がありますから、この更新は、とくに期間を定めて更新するという契約条項がない限り、期間の定めのない小作契約になるということ。したがって、この定期賃貸借制

いまの小作地は、ほとんどが何回かの契約更新をへています。農地法では、一定期間内に更新拒絶の通知をしないときは、前と同じ条件で更新されたものとみなすという規定がありますから、この更新は、とくに期間を定めて更新するという契約条項がない限り、期間の定めのない小作契約になるということ。したがって、この定期賃貸借制

いまの小作地は、ほとんどが何回かの契約更新をへています。農地法では、一定期間内に更新拒絶の通知をしないときは、前と同じ条件で更新されたものとみなすという規定がありますから、この更新は、とくに期間を定めて更新するという契約条項がない限り、期間の定めのない小作契約になるということ。したがって、この定期賃貸借制

うなぎのぼりの交通事故

—市内のどこかで2日に1件—



栃尾市の自動車の交通量も、主要幹線道路の整備、産業経済の発展につれて急速な増加を続けています。

それは同時に交通事故も増加し、ことしは一月から九月までに一二八件の交通事故が発生しています。

多いわき見運転 守られないルール

事故は、どんな原因から発生しているのでしょうか。別表をのぞいてみましょう。

原因別事故発生件数

事故原因	昭和44年	昭和45年
右側通行	7	1
酒よ	9	8
後退不注意	7	3
追越違反	7	5
優先妨害	7	1
徐行不履行	15	12
一時停止不履行	0	4
安全運転義務違反	51	73
とび出し	20	3
その他	27	18

※45年分については9月末日現在

わきみ、安全速度違反などの安全運転義務違反による事故が、七三件と全事故原因の六七・〇パーセントも発生しています。

は、一秒間に一六分も進みます。車の交通量が急激に増加している現在、わずかに一秒の気のゆるみからも、すぐ追突ということになります。また、追越違反、徐行不履行、一時停止違反など、運転者が当然守らなければならないルールを無視しての事故が目立っています。特に、一時停止か所での、一時停止不履行の事故が四件もあることは、注目しなければなりません。これらの違反は、事故に直接結びつき、しかも故意的要素の強いものです。「一時停止をしなくても、車はこないだろう」「徐行なんかしな

一四八万円の見舞金 加入はいつでも

交通共済

これからは、紅葉も盛り。りんご狩り、もみじ狩りなど、遠乗りドライブの季節です。運転者は①速度を出さない ②前方に対する注意を怠らない ③徐行あるいは一時停止を確実にこなうの三点を励行し、事故を絶対に起こさないようにしましょう。

比礼ゴミ捨て場 運搬車にお願ひ 最近、比礼地内のゴミ捨て場にゴミ類を運搬する自動車が増加しています。しかし、この増加にともない、ゴミ類をふり落し、そのまま放置しておく例がふえてきました。このため、関係地域のかたは非常に迷惑を受けています。道路交通法では、積載物が飛散しないような方法で運搬しなければならぬことになっています。ゴミ類を運搬されるかたは、道路上の危険防止と安全確保のためにも、ゴミ類が道路に落ちないように十分注意してください。

見舞金の支給状況(昭和45.4月~9月)

区分	死亡	6か月以上の傷害	3か月以上の傷害	1か月以上の傷害	1週間以上の傷害	合計
見舞金額	50万円	10万円	5万円	2万円	5千円	—
支給件数	1	4	3	19	10	37
支給金額	50万円	40万円	15万円	38万円	5万円	148万円

とちおと人物(物語)

④

抒情詩を主宰 文壇に雄飛した

歌人 内藤 銀策

ひとすぢの川のみ黒くながれたる 寂しき雪のふるさを出づ 内藤銀策は、明治二十一年八月長岡に生れ、まもなく父の郷里栃尾に移り、栃尾小学校を卒業。明治三十三年十三才のとき母校の代用教員となり、十四才にして無試験検定で正教員になったという俊才です。



内藤 銀策 昭和16年12月 54才

前掲の短歌は、明治三十八年文学への情熱を燃やして郷里を去るときのものといわれます。 上京後、前田夕暮の知遇を得て作家、作詩に専念、やがて巖谷小波に師事し、新聞記者となり八丈島に派遣されたが、望まれて島の教師となった。しかし、明治四十四年再び上京して本格的に作家として立ち、明治四十五年二十五才のとき「抒情詩」を創刊。北原白秋、若山牧水をはじめ多くの寄稿を得て一世を風び(靡)し、多数の後輩を育成しました。

昭和三年近世流行小唄集、小唄名作集、現代地方民謡を集編さん出版し、詩歌堂を建設しました。昭和四年に改造社から出版された現代日本文学全集に、自歌集「旅愁」抄二十首が掲載されました。「旅愁」は大正四年に刊行され、川ひとすぢ

たそがればかり寂しきはなし ほか二百余首が収められています。その叙文の一節に「予は何よりも歩まざるべからず」とあり、精進への決意がうかがわれ、胸を打つものがあります。 性は豪気にしてまた情感深く、正義感の毒舌の人であったがために、歌壇においても「一羽の孤独の鷹」として晩年は不遇でした。 おともなく 鴉は樹より樹へうつつる 一羽の鴉さびしかりけり 東京世田谷、鳥山の隅居は鮮人部落の中にあつたが、好物の酒が欲しくなると「一瓢」を軒下につるして酒を待たれた。するといつのまにか酒がそそがれていたといわれ、鮮人に親しまれ尊敬され、まさに仙人のような生活でした。 生涯、孤高と情熱を保ちつづけその歌には流派がなく、ただひとり道を歩まれたのです。 また書にも秀れ、良寛に似て筆の動くまに、ただ天に任せて自在に書かれた。さらに画を得意とし、よく牡丹、猫などを描かれたが、専門家から「銀策の画は失われた言葉がそのまま画にあらわれている。言葉を失った歌である」と高く評価されています。 昭和三十二年逝く 年七十才。(市史編集室長 山内貞次)

越冬用燃料 保管は慎重に

これから冬に向い、越冬用燃料を準備する時期ですが、保管には十分注意しましょう。 消防法では、石油、ガソリンなどを「危険物」として、その貯蔵や取り扱いについては、こまかな基準を定めています。 また、市の火災予防条例では、石油一〇〇リットル以上、重油四〇〇リットル以上を貯蔵する場合には、消防長に届け出るほか、つぎのような施設を必要とあります。

- ① 貯蔵場所は、壁、柱、床および天井をコンクリート、モルタル等の不燃材料、または耐火ホード、繊維板などの準不燃材料でつくった専用室であること。
- ② 専用室の開口部には、甲種防炉(鉄製で鉄板の厚さ一・五ミリ以上)のあるいは二種防炉(鉄製および綱入ガラス製のもの)を設けること。
- ③ 可燃性の蒸気を出す危険物には、排出する設備を設けること。

みんなのため
そして自分のために

— 愛の献血助けあい —

■10月22日(木) 採血車「ゆうあい号」がやってきます。1世帯1冊の献血手帳を備えましょう。輸血を受けた場合、献血量の2倍まで日赤が血液代を負担します。

■新潟サイジングわき 10時~3時

シンガポール 助役、副議長出席 新潟県繊維製品の海外見本市は、昨年引きつづき、シンガポールで十月二十一日から、三日間開催されます。 昨年は、市から市長、議長が出席しましたが、ことしは竹内助役と西川副議長が市場調査をかね、視察することになりました。 助役、副議長は、市内繊維関係者一行二三名とともに、十月十六日東京を出発、二十四日帰国の予定です。

